

平成 25 年 2 月 6 日

外国ユーザーリストを改正しました

経済産業省では、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制[※]の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を発出してきたところですが、今般、最新の情報を基にこれを改正することとしました。

※国際合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外のものであっても、その品目が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には、輸出許可申請を義務付ける制度。

キャッチオール規制の実効性を向上させるため、今般、外国ユーザーリストに大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する団体を、新たに追加しました。追加した情報は、別添資料のうち以下のとおりです。

- ・ 450 番目の団体（新規追加）
- ・ 309 番目及び 334 番目の 2 団体（別名を新規追加）

これにより、外国ユーザーリストの掲載団体は、**合計 450 団体**となります。今般の改正は、国連安保理決議第 2087 号に基づき、2 月 6 日に外務省告示が公布されたことを踏まえ、これを参考として行ったものです。

（参考）外国ユーザーリストについて

キャッチオール規制の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を提供するもの。輸出者は、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要となる。平成 14 年 4 月のキャッチオール規制導入時より毎年公表している。

（本資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 後藤 久典

担当者：高柳、野田

電 話：03-3501-1511（内線：3271）

03-3501-2800（直通）